

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	神戸市 国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神戸市長

公表日

令和7年9月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	(1)国民年金に関する事務 (2)年金生活者支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	市町村は、「国民年金法施行令」、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)国民年金に関する事務 ①国民年金資格届出(取得・喪失・住所変更・氏名変更)に関する事務 ②国民年金保険料免除に関する事務 ③国民年金給付請求に関する事務 ④福祉年金に関する事務・特別障害給付金に関する事務 ⑤障害・遺族(無拠出年金)受給権者の定時届を取り扱う事務 (2)年金生活者支援給付金の支給に関する事務 ①年金生活者支援給付金(老齢給付金、補足的給付金、障害給付金、遺族給付金)の支給に関する事務
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
	(1)被保険者ファイル (2)受給権者ファイル (3)扶養ファイル (4)所得ファイル (5)給付金対象者ファイル (6)給付金候補者ファイル (7)届書ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)及び別表第1 2. 国民年金法施行令(国年施行令)(昭和34年5月25日政令第184号) (平成26年12月24日政令第414号施行時点) ・第1条の2(市町村が処理する事務) 3. 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年11月26日法律第102号) ・第38条(市町村長が行う事務)、第39条、第40条(事務の区分)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局 国保年金医療課
②所属長の役職名	国保年金医療課長

6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸市地域協働局市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1 電話番号:078-322-5175
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所 福祉局 国保年金医療課 電話番号:078-322-5207
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①情報セキュリティ研修を策定している。 ②情報セキュリティポリシーを設け、遵守するよう内外に徹底している。 ③事務取扱者の適切な監督を行っている。 ④システムの動作環境は、必要最低限の通信およびソフトウェアのみで構成し、個人情報の閲覧に関しては権限制御とログ管理機能を実装しており、誤操作や悪意等による情報漏えいを防止している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	表紙－評価実施機関名	神戸市	神戸市長	事前	
平成30年3月30日	Ⅱしきい値判断項目－3. 重大事故	発生あり	発生なし	事前	
令和1年6月14日	I 関連情報－5. 評価実施期間における担当部署－②所属長の役職名	野崎 重和	国保年金医療課長	事後	
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	平成30年3月30日 時点	令和1年6月1日 時点	事前	
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	平成30年3月30日 時点	令和1年6月1日 時点	事前	
令和1年6月14日	IVリスク対策－1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	【様式変更に伴う記載内容追加】	基礎項目評価書及び全項目評価書	事前	
令和1年6月14日	IVリスク対策－2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	
令和1年6月14日	IVリスク対策－3. 特定個人情報の使用-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	
令和1年6月14日	IVリスク対策－3. 特定個人情報の使用-権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	
令和1年6月14日	IVリスク対策－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	
令和1年6月14日	IVリスク対策－5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	
令和1年6月14日	IVリスク対策－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	【様式変更に伴う記載内容追加】	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	
令和1年6月14日	IVリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去-特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	
令和1年6月14日	IVリスク対策－8. 監査実施の有無	【様式変更に伴う記載内容追加】	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事前	
令和1年6月14日	IVリスク対策－9. 従業員に対する教育・啓発従業員に対する教育・啓発	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	
令和1年7月5日	I 関連情報－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	神戸市市民参画推進局 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎2号館2階) 電話番号:078-322-5175	神戸市市民参画推進局 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1 電話番号:078-322-5175	事前	
令和1年7月5日	Ⅱしきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和1年7月1日 時点	事前	
令和1年7月5日	Ⅱしきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和1年7月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月3日	I 関連情報-5. 評価実施期間における担当部署-①部署	保健福祉局 高齢福祉部 国保年金医療課	福祉局 国保年金医療課	事後	
令和2年7月3日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	神戸市市民参画推進局 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1 電話番号:078-322-5175	神戸市市長室広報戦略部市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1 電話番号:078-322-5175	事後	
令和2年7月3日	I 関連情報-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所 保健福祉局 高齢福祉部 国保年金医療課 電話番号:078-322-5207	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所 福祉局 国保年金医療課 電話番号:078-322-5207	事後	
令和3年9月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神戸市市長室広報戦略部 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175	神戸市市長室市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175	事後	
令和3年9月29日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和1年7月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年9月29日	IIしきい値判断項目-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和1年7月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和4年6月1日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点	令和4年5月1日 時点	事後	
令和4年6月1日	IIしきい値判断項目-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点	令和4年5月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	I 関連情報-2. 特定個人情報ファイル名	(1)被保険者ファイル (2)受給権者ファイル (3)扶養ファイル (4)所得ファイル (5)給付金対象者ファイル (6)給付金候補者ファイル	(1)被保険者ファイル (2)受給権者ファイル (3)扶養ファイル (4)所得ファイル (5)給付金対象者ファイル (6)給付金候補者ファイル (7)届書ファイル	事後	
令和7年6月30日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	神戸市市民参画推進局 市民情報サービス課	神戸市地域協働局市民情報サービス課	事後	
令和7年6月30日	IVリスク対策-9. 人手を介在させる作業	-	十分である	事後	様式変更による追加
令和7年6月30日	IVリスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式変更による追加